

明 こ 政 第 5 5 号

2025 年（令和 7 年）12 月 19 日

明石市監査委員 菜 虫 忠 司 様  
同 藤 田 隆 大 様  
同 林 丸 美 様  
同 中 川 夏 望 様

明石市長 丸 谷 聡 子

こども局（子育て支援室）定期監査の結果に対する措置について  
（通知）

令和 7 年 1 1 月 2 5 日付け明監第 9 0 号で提出のあったこども局  
（子育て支援室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講  
じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたし  
ます。

1 監査結果の受理日 令和7年11月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

(1) ベビーシート貸出事業について

子育て支援課では、ベビーシート着用の普及促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、ベビーシート貸出事業を明石交通安全協会への委託により実施しており、前回の定期監査で改善を求めた事項をはじめ、委託契約の締結や履行の確認等が適切に行われているかを重点的に監査した。

協会との契約締結において、一者による随意契約の根拠は適正であり、業務内容を示す仕様書も適切に示されている。しかしながら、委託料の設定に際して証憑資料等の根拠が明確でなく、また、履行確認に際しては、ベビーシートの管理状況について協会から簡易な報告を受け取っているにとどまり、それ以上のチェックを行っていない。

さらには、収支決算書の内容がごく簡略なものであるにもかかわらず、領収書を提出させて内訳を確認するなどの対応をとっていないほか、仕様書を見直して市との協議事項を定めたにもかかわらず、協議結果の書面化が全くされていないなど、過去の指摘事項についてもなお改善を要するものも見受けられることも含め、事務のあり方として問題点が多いと言わざるをえない。

今後、この度の指摘事項を十分踏まえ、適切な事務の執行を徹底していただきたい。

(2) 委託事務の履行確認及び実績報告の審査等について

子育て支援課では、市内5か所に設置した子育て支援センターを拠点として、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施している。また、利用者支援事業として、子ども又はその保護者の身近な場所での地域の子育て支援事業等の情報共有や相談等の業務を委託している。

このたびの子育て支援センターうおずみにかかる定期監査では、前回の定期監査において改善の検討を求めた事項をはじめ、委託契約の締結や履行の確認等が適切に行われているかを重点的に監査した。

その結果、前回の指摘事項については、改善されたものはあるが、一部は関係書類が公文書として適切に保管されていないことで改善状況の確認自体が行えないなど、措置対応は不十分であった。

委託契約において、契約の履行確認における主たる書類である委託先からの令和6年度の事業実績報告書及び収支決算書について、日付、受付印及び代表者印を欠く書面しか残存せず、公文書として保管されていなかった。収支決算書は精算を伴うものであるが、証憑類の確認等が行われた形跡もなかった。

加えて、本来審査すべき時期に内容を供覧し審査した旨の決裁等も行っていないなど、文書の適正な管理など事務処理において、著しく慎重さを欠くと言わざるを得ない。

今後、このたびの指摘事項を十分踏まえ、文書の管理をはじめ適切な事務の執行を徹底されたい。

(講じた措置)

(1) ベビーシート貸出事業について

委託料の設定については明石交通安全協会の見積書に基づいて行っています。令和8年度の委託にあたっては見積書の詳細を求め内容が適正か審査します。

今後は契約時だけでなく、予算要望時の参考見積もりの際にも、費用の内訳の記載を求めるなど、内容が適正か確認します。

収支決算書についても同様に、費用の内訳及び根拠資料となる領収書等を徴し、決算書の内容が適正か審査します。

ベビーシートの管理状況については、令和8年1月中に現地調査を行います。今後も書面での確認だけでなく、毎年、保管状況等の現地確認を実施します。

また、ベビーシートの購入、廃棄にあたっては、事前に協議を行うとともに、協議内容について議事録を作成し、情報共有いたします。

(2) 委託事務の履行確認及び実績報告の審査等について

令和6年度の正式な実績報告書の提出と領収書の再提出を求め内容確認を行うとともに、実績報告書については決裁を行うなど適正な文書管理を行いました。

委託先から提出される事業報告書及び収支決算書については、契約の履行確認における主たる書類であること、本契約は精算を伴うものであることから、証憑類の確認などの書類審査を行うとともに、審査を行った事実が明確に残るよう決裁手続を行ってまいります。

この度の指摘を受け、公文書の管理方法を全職員で共有し、今後は事業報告書を含む全ての公文書について、適正な文書管理を徹底してまいります。